

ミードの表示に関する基準

令和5年3月10日制定

(目的)

第1条 このミードの表示に関する基準（以下「基準」という。）は、ミードの醸造やその過程に関する事項及び原材料等に関する事項について、事業者又は事業者団体の流通や取引において行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び業界の公正な競争を確保することを目的とする。

(ミードの定義)

第2条 ミードとは以下のものを言う。

- ① 蜂蜜を発酵させた酒類（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条第1項に規定する「酒類」をいう。以下同じ）
- ② 蜂蜜及び蜂蜜以外の副原料を発酵させた酒類
- ③ ①及び②に他の酒類を加えた酒類

(1) 「蜂蜜」とは、「はちみつ類の表示に関する公正競争規約」に定めるものをいう。

(2) ②における副原料とは、副原料に糖分が含まれる場合には、当該糖分が蜂蜜に含まれる糖分量を超えない範囲で使用する場合に限る。なお、「副原料に含まれる糖分」とは、副原料に含まれる糖および、発酵中にでん粉を分解して得られる糖を含む。

(3) ③における「他の酒類」は、当該他の酒類のアルコール分の重量が①及び②の原料として使用した蜂蜜に含まれる糖分量の重量に180分の92を乗じた量を超えない範囲で使用する場合に限る。

(呼称)

第3条 ミードの呼称には、蜂蜜酒、蜜酒、はちみつ酒、ハチミツ酒、ハニーワインも含まれることとする。また、これらの呼称と同義で用いる場合、外国語に翻訳して用いる場合又は「種類」、「型」、「様式」若しくは「模造品」等の表現を伴う場合も含まれるものとする。

(特定の事項の表示)

第4条 事業者が、以下の特定の事項をミードに表示しようとする場合には、当該各項に定める基準に従うものとする。

1 原材料の蜂蜜の強調表示

原材料として使用した蜂蜜の特定の事項(原産国、採蜜地、養蜂場名、花の品種及び採蜜年号をいう。)を表示する場合は、当該酒類に原材料として使用した蜂蜜の全量が、表示しようとする特定の事項に適合している場合に限り表示することができる。

ただし、表示しようとする特定の事項に適合していない蜂蜜を原材料として使用している場合であっても、当該特定の事項に適合する蜂蜜の使用割合が50%を超える場合であり、かつ、表示しようとする特定の事項に合わせてその使用割合（蜂蜜の重量による。以下同じ。）を表示する場合には、当該特定の事項を表示することができる。

2 「〇〇産ミード」又は「〇〇のミード」（〇〇は地名）と表示する場合は、使用する蜂蜜の採蜜地及び当該酒類の醸造地が〇〇で示した地名が示す地域である場合に限る。

3 1及び2で示した表示であると消費者が誤認するおそれのある表示をする場合には、次の方法によりこれを打ち消すための表示を行うものとする。

イ 打消し表示は、当該消費者が誤認するおそれのある表示に接近する場所に表示すること

ロ 打消し表示は、明確に判読できる大きさの文字（8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた日本文字とする。ただし、容量300ml以下の容器にあっては6ポイントの活字以上の大きさとして差し支えない。以下同じ。）で表示すること。

4 外国から輸入した蜂蜜を原材料として使用した場合には、明確に判読できる大きさの文字で当該蜂蜜の原産国及びその使用割合を表示すること。

5 貯蔵年数（ミードを貯蔵容器に貯蔵した日の翌日からその貯蔵を終了した日までの年数をいう。）を表示する場合は、1年未満の端数を切り捨てた年数により表示するものとする。貯蔵年数の異なるミードを混和した場合は、当該年数の最も短い年数をもって表示するものとする。

付則（令和5年3月10日制定）

1 この基準は、令和5年3月10日から実施する。なお、令和2年3月10日に制定したミードの表示に関する基準は、廃止する。

2 実施日において、既に販売のため容器詰めされている国産ミード及び当該ミード製造のために所持している国産ミード又は輸入ミードについては適用しないこととするが、既存の容器・ラベルの在庫量等の関係、準備の都合その他の個別の事情を踏まえて、できる限りこの基準に準じた表示を行うよう配慮すること。

3 この基準の実施日以前に、既に市場に流通している商品については適用しないこととするが、当該商品の広告等に際してはできる限りこの基準に準じた表示を行うように配慮すること。